

令和2年度 森林環境譲与税の使途公表(東川町)

事業区分	事業名	事業総額(千円)			事業内容	税導入の効果
		(A)+(B)+(C)	(A)うち令和2年度の森林環境譲与税(千円)	(B)うち基金取崩額(千円)		
公有林整備 (財産区有林含む)	文化を起点とした価値連鎖システム構築事業	3,548	709	0	2,839	<p>【ワンフレーズ】 税活用により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・翌年度へとつながる立木調査ができ、単独事業として行った公有林内の補植と下刈りができた。 ・薪ストーブ設置助成事業と景観住宅建築支援事業を実施し、未利用間伐材等有効利用促進につなげることができた。 ・木材公共建築物の整備等で中学校入学者対象(80名)に木製椅子が整備でき、1.7m3の木材利用につながった。
	町有林造成事業	844	844	0	0	
木造公共建築物の整備等	中学校椅子椅子政策事業	3,810	3,810	0	0	<p>【詳細】 我が町は、森林整備及びその促進につながる取り組みを重点に、本税を活用して取り組んでいる。結果、翌年度へとつながる立木調査ができ、単独事業として行った公有林内の補植と下刈りができた。</p> <p>また、未利用間伐材等有効利用促進の観点から、薪ストーブ設置に対して12件2,000千円と町内業者施工によるもくぞうカーポート等に対して10件2,750千円の助成を行い、木材利用の促進が図られた。</p> <p>さらには、中学校入学者に対して木製椅子を整備することにより、普及啓発や木育の推進につながり、1.7m3の木材利用にもつながった。</p> <p>残額は令和3年度以降の林内作業路等の維持管理に係る助成事業に使用するため、基金に積み立てた。</p> <p>令和2年度からスタートしている意向調査を令和3年度も引き続き行うことにより、所有者不明森林の賦存状況を明らかにしていき、森林整備を益々推進していくことになる。</p>
	家具クラフト産業等育成及び地域資源活用販売促進支援事業	12,980	3,253	0	9,727	
木質バイオマス利用推進	薪ストーブ設置助成事業	2,000	2,000	0	0	<p>未利用間伐材等有効利用促進のため、薪ストーブの設置事業として、事業費の1/2以内で上限50万円の補助を導入して支援。</p> <p>未利用間伐材等有効利用促進のため、新築者が町内業者施工による木造カーポート、車庫及び物置を建築する場合、建設費の1/2以内で上限50万円の補助を導入して支援。</p>
その他(木材・普及啓発関係)	景観住宅建築支援事業	5,000	2,750	0	2,250	
森林・林業・木材普及活動等	木材利用啓発書籍制作事業	5,500	1,100	0	4,400	<p>木材利用の啓発である”椅子”に関する書籍を制作し、広く木材普及を促すのため、導入支援。</p> <p>今後増大すると予想させる森林経営管理法に基づく市町村自らによる森林整備(市町村森林経営管理事業)に備えた積立</p>
基金積立(森林整備等)	森林環境譲与税基金積立	1,366	1,366	0	0	
		35,048	15,832	0	19,216	